

染井野3丁目自主防災会会則

染井野3丁目自主防災会会則

(名称)

第1条 この会は、「染井野3丁目町内会会則」(以下、「町内会会則」という。)第13条に基づく自主防災組織として、染井野3丁目自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、「災害対策基本法」及び「佐倉市災害対策条例」に定める自主防災組織として、本会会員の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(管轄範囲)

第3条 本会の管轄範囲は、染井野3丁目地内(以下、「当地区」という。)とする。但し、隣接地域等において本会の協力が求められた場合は、この限りではない。

(活動拠点)

第4条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は、染井野中央集会所とする。
- (2) 災害時は、初期の町内活動拠点及び連絡本部を「しらかし公園」(テント設営)とする。避難所活動拠点として「染井野小学校」とするが、やむを得ない事情がある場合は「臼井南中学校」も可とする。

(本会会員資格)

第5条 本会は、原則として染井野3丁目町内会(以下「町内会」という)会員等をもって構成する。
2. 町内会居住未加入者に対しては、本会の目的・趣旨を丁寧に説明し、町内会および本会への加入の促進に努める。

(本会会員の権利と義務)

第6条 本会会員は、本会則により次の権利と義務を平等に有する。
(1) 本会の事業等に参加し、運営に関し協力すること
(2) 防災公募役員の応募及び役員の選出に関すること
(3) 本会の運営に関すること
(4) 第16条に定める防災本部会の議事録並びに会計帳簿の閲覧

(事業等)

第7条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業等を行う。

(1) 平常時に行う事業等

- ア. 防災に関する知識の普及・啓発に関すること
- イ. 地域の安全点検、災害危険箇所等の把握に関すること
- ウ. 避難路、避難場所の確認・点検に関すること
- エ. 防災訓練の実施に関すること
- オ. 防災資機材等の調達・備蓄・整備・点検・管理に関すること
- カ. 協働による自主防災活動の活性化に関すること(他の組織や団体等との連携)
- キ. 本会の目的を達成するために必要な資金等の調達に関すること
- ク. その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(2) 災害時に行う事業等

- ア. 地震等の発生時における情報の収集・伝達、被災状況の把握、出火防止・初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等応急対策に関すること
- イ. 避難所開設及び運営に対する支援に関すること
- ウ. 在宅避難者に対する支援に関すること

エ. その他緊急時に必要とされる事項に関すること

(組織構成)

第8条 本会の組織構成は、次のとおりとする。

- (1) 役員（ブロック長（その他の役員を含む））
 - (2) 防災公募役員
 - (3) 防災班長
 - (4) 一般本会会員
2. 本会のブロック区分は、町内会の区分を踏襲し、前項のブロック長及び防災班長の帰属も同様とする。
3. 防災公募役員は、本会会員の中から募るものとする。

(役員)

第9条 本会に防災本部を設け、次の役員を置く。

- (1) 会長 防災本部長（ブロック長兼任） 1名
平時には会長、災害時には防災本部長（以下まとめて「本部長」という）と称する。
 - (2) 副会長 防災副本部長（ブロック長兼任） 2名
平時には副会長、災害時には防災副本部長（以下まとめて「副本部長」という）と称する。
 - (3) 事務局長（ブロック長兼任） 1名
 - (4) 会計（ブロック長兼任） 1名
 - (5) 監事（ブロック長兼任） 1名
 - (6) 防災本部員（ブロック長、その他の役員兼任） 6名+若干名
 - (7) 防災公募役員 12名以下
2. 役員は、「町内会会則」第13条第2項に基づき本会に派遣されるその年度のブロック長、その他の役員の中から選任される。町内会長は本会の本部長を兼務し、前項(2)から(6)の役職は、役員の間で互選により決定する。
3. 第1項の防災公募役員は、本会会員の応募により第13条に定める防災本部会の承認の上、選任される。なお、業務継続性のため、前年度ブロック長の数名は防災公募役員に応募するよう努めなければならない。

(役員の仕事)

第10条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 防災本部長（以下、「本部長」という。）は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 防災副本部長（以下、「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本部長の命を受け本会の事務をつかさどる。
- (4) 会計は、本会の出納を管理し、必要な事務を処理し、防災本部員を兼務する。
- (5) 監事は、会計を監査して、その結果を町内会総会に報告し、防災本部員を兼務する。
- (6) 防災本部員は、次の職務を担当する。
 - ア. 本部長及び副本部長を補佐し、防災知識の普及、防災訓練、防災資機材等の調達、応急活動、避難所の管理運営支援、在宅避難者への支援及び本部事務等を行う。
 - イ. 別に定める防災計画に基づく防災担当職務をそれぞれ統括する。
- (7) 役員（防災公募役員を除く）は、ブロック長として次の職務を担当する。ただし、本部長の属するブロックにおいては防災班長が代行する。
 - ア. ブロック内の本会会員からの意見・要望等を防災本部に伝達する。
 - イ. 災害時には、ブロック内の本会会員の安否情報や被害情報の取り纏めを行い、防災本部に報告する。
 - ウ. 災害時には、ブロック内の本会会員に初期消火を要する者がいる場合、ブロック長として初期消火を行うとともに、必要に応じて、速やかに消防に通報する。

エ. 災害時には、ブロック内の本会会員に救護・救出を要する者がいる場合、ブロック長として対処する他、ブロック内の本会会員等に当該情報を周知するとともに、救援協力を要請する。また、当該ブロック内の本会会員等のみでは対処が困難な場合には、当該情報を防災本部に報告し、救援を要請する。

(8) 防災公募役員の任務は、防災本部員の任務に準じるが、平常時には防災本部への協力、議事録受領、防災訓練および避難所運営訓練への参加のみとし、主に災害時の職務を担当する。

(役員任期)

第11条 本会の役員任期は、次のとおりとする。

(1) 本部長、副本部長、事務局長、防災本部員、会計、監事の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。但し、再任を妨げない。

(2) 防災公募役員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年、または翌々年の3月31日まで2年とし、防災公募役員はいずれかの任期を選択することができる。但し、再任を妨げない。

(3) 4月1日以降、新役員が選任されるまでの間、前年度の役員が会務を執行する。

(防災班長)

第12条 防災班長(町内会の上・下期班長兼務)は、1班2名の46名とする。

2. 防災班長の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

3. 防災班長は、次の職務を担当する。

(1) 属するブロックの役員(ブロック長)が担務する防災本部員の組織の統括補佐を行う。但し、防災本部より、特に指示があった場合には、その他の事業等の補佐を行う。

(2) 防災班長として、班内の本会会員からの意見・要望等を、役員(ブロック長)を通じ、防災本部に報告する。

(3) 平常時には、防災本部が主催する防災訓練等の事業について参加する。

(4) 災害時には、班長として、防災活動の指揮を執るとともに、班内の黄色タオルの掲示確認等による本会会員の安否情報や被害情報の取りまとめを行い、役員(ブロック長)を通じ、防災本部に報告する。

(5) 災害時には、班長として、ブロック内の本会会員に初期消火を要する者がいる場合、役員(ブロック長)に対し初期消火を要請するとともに、速やかに消防に通報する。

(6) 災害時には、班長として、班内の本会会員に救護・救出を要する者がいる場合、役員(ブロック長)をはじめブロック内の本会会員等に当該情報を周知するとともに、救援協力を要請する。また、当該班内の本会会員等のみでは対処が困難な場合には、当該情報を防災本部に報告し、救援を要請する。

(7) 副本部長の属するブロック内の班長は、防災本部からの要請があった場合には、第10条(7)の役員(ブロック長)の職務を代行する。

4. 防災班長が、本会において管轄する地区は各々が属する町内会のブロックとする。

(防災本部会)

第13条 本会に、防災本部会を置く(以下、「本部会」という)。本部会は役員過半数の出席により成立し、同会は本部長が招集し、議長は本部長がこれを行う。

2. 本部会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。但し、賛否同数の場合は、議長が決する。

3. 本部会は、第8条に定める役員の内、防災公募役員を除く役員で構成し、次の事項を審議する。但し、本部長が必要と認めた場合には、防災公募役員も招集する。

(1) 本会の事業等の総合的な企画、立案に関する事項

(2) 町内会総会に提出すべき事項

(3) 町内会総会により委任された事項

(4) その他、本部会が必要と認めた事項

4. 平常時の本部会は、原則として、毎月1回開催される本町内会役員会に併せて開催する。

但し、会長が必要と認めた場合にはこの限りでない。

5. 災害時の防災本部は、町内防災拠点（しらかし公園）、又は避難所防災拠点のいずれかに置き、緊密な連携を図りながら、本部会を開催する。

（決議事項）

第14条 町内会定時総会において、本会の次の事項を決議する。

- (1) 前年度の事業報告と今年度事業の実施方針に関する事
- (2) 前年度の収支決算及び今年度予算の承認に関する事
- (3) 前年度の会計報告に関する事
- (4) 規約の制定及び改正に関する事
- (5) 総会が特に必要と認めた事項
- (6) その他、本部会で総会への付議が必要と認められた事項

（防災計画）

第15条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、毎年5月末日までに防災計画を作成し、次の事項を定め、本会会員へ速やかに報告する。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及に関する事
- (3) 災害危険の把握に関する事
- (4) 防災訓練の実施に関する事
- (5) 防災資機材等の調達・備蓄・整備・点検・管理に関する事
- (6) 協働による自主防災活動活性化に関する事
- (7) 地震等の発生時における安否確認情報の収集・伝達、被災状況の把握、出火防止・初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水、要配慮者対応、避難所の管理運営への支援、在宅避難者への支援及び他の組織との連携に関する事
- (8) その他必要な事項

（議事録）

第16条 本部会の議事については、町内会役員会議事録に統合して議事録を作成し、本部長が保管する。

（経費）

第17条 本会の経費は、町内年会費、佐倉市等行政当局及び各種団体等からの助成金、寄付、その他の収入をもって、これに充てる。

2. 会計は、前項の助成金について調査研究をし、収入を図るよう努める。
3. 会計年度の途中において、予算に計上していない多額の支出が必要となった場合には、本部長は、本町内会役員会に対し、拠出金の追加について協議を申し入れるものとする。

（会計年度）

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までの1年間とする。

（会則の改正）

第19条 本会則の改正は、本部会の議決を得なければならない。

（附則）本会則は、平成13年2月19日より施行する。

（令和2年全面改正）

令和2年4月12日より施行する。

（令和3年一部改正）

令和3年4月11日より施行する。